

## 漁業法第 31 条の規定に基づく特定水産資源の漁獲量等の公表について

漁業法第 31 条に基づき、知事管理区分「大分県くろまぐろ(小型魚)漁業区分」における令和6管理年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)中の漁獲量等を公表します。

令和7年1月29日  
大分県知事

1 漁獲量等の公表を行う知事管理区分  
大分県くろまぐろ(小型魚)漁業区分

2 漁獲量の総量  
3.54トン

3 当該知事管理区分に係る漁獲可能量の割合(1月29日14時現在)  
80.5%(A/B)  
$$\left( \begin{array}{l} \text{漁獲量} \quad : 3.54\text{トン (A)} \\ \text{漁獲可能量} : 4.4 \text{トン (B)} \end{array} \right)$$